平成２４年（フ）第４９９号
神戸市須磨区寺田町２丁目１番18号　602
債務者　住原　順子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３８号
兵庫県尼崎市西川２丁目14番32号
債務者　中原　　舞
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３４４号
兵庫県西宮市越水町13番34号　パセオ越水202号、前住所兵庫県西宮市南甲子園１丁目９番１―207号
債務者　大樹飯店こと　橋長　和彦
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３６９号
兵庫県西宮市上甲子園１丁目５番34―305号
債務者　上野真由美
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３０５号
広島市安佐南区八木６丁目８番28―103号
債務者　牟禮　文子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５２３号
広島市西区井口３丁目６番45―206号
債務者　野﨑　由紀
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８７号
北海道小樽市銭函２丁目14番１号、前住所北海道小樽市銭函２丁目16番203号　リーセント銭函Ⅱ
債務者　正木　憲一
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第８８号
北海道小樽市銭函２丁目14番１号、前住所北海道小樽市銭函２丁目16番203号　リーセント銭函Ⅱ
債務者　正木　明子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第３７号
宮城県石巻市駅前北通り３丁目９番10―３号、前住所宮城県石巻市丸井戸２丁目５番３号　黒須住宅
債務者　齋藤　良三
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第２０２号
石川県野々市市御経塚５丁目43番地　県営18―６
債務者　石野　博巳
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３７号
福井県敦賀市金ケ崎町５番102号
債務者　総三　　薫
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第５５号
岐阜県飛騨市古川町上気多784番地10
債務者　田中　厚志
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
三重県名張市夏見933番地５
債務者　三浦　秀夫
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第４９号
三重県名張市美旗町藤が丘132番地
債務者　中間　良一
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第２６号
兵庫県たつの市御津町黒崎215番地
債務者　川上多美子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第５０号
鳥取県米子市河岡62番地７
債務者　田中　孝志
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第６０号
鳥取県米子市道笑町３丁目13番地
債務者　赤木　直枝
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部